

## 運河法施行規則

### 1. 案内情報

手続名	: 各種届出事項 (1) 免許申請者又は免許を受けた者の氏名若しくは住所変更及び死亡 (2) 会社の成立又は解散 (3) 定款又は組合契約の変更 (4) 運河の名称及び主たる事務所の設置場所の変更、又は事業資金の総額及び財源の変更 (5) 事業廃止
手続根拠	: 運河法施行規則第 2 1 条
手続対象者	: 運河開設の免許を受けた者及び免許申請者
提出時期	: 各種変更事項があった時
提出方法	: 各種届出書を作成し、その運河を開設しようとする地域を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長(2つの管轄地域にまたがる場合は国土交通大臣)に提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 提出先にお問い合わせ下さい。 1 部
申請書様式	: 提出先にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省河川局水政課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1	内線 3 5 2 2 5
	” 港湾局管理課	”	内線 4 6 1 7 3
東北地方整備局	河川部	0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1	
”	港湾空港部	0 2 2 - 7 1 6 - 0 0 0 1	
関東地方整備局	河川部	0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1	
”	港湾空港部	0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 0 6	
北陸地方整備局	河川部	0 2 5 - 2 6 6 - 1 1 7 1	
”	港湾空港部	0 2 5 - 2 6 5 - 7 7 7 0	
中部地方整備局	河川部	0 5 2 - 9 6 2 - 6 3 1 1	
”	港湾空港部	0 5 2 - 6 5 1 - 6 2 6 2	
近畿地方整備局	河川部	0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1	
”	港湾空港部	0 7 8 - 3 9 1 - 7 5 7 1	
中国地方整備局	河川部	0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1	
”	港湾空港部	0 8 2 - 5 5 1 - 3 9 0 0	
四国地方整備局	河川部	0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1	

"	港湾空港部	0 8 7 - 8 3 2 - 5 7 7 7
九州地方整備局	河川部	0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 3 1
"	港湾空港部	0 8 3 2 - 2 4 - 4 1 1 1
北海道開発局	建設部	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
"	港湾部	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
沖縄総合事務局	開発建設部	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ

### 3. 手続情報

審査基準：なし

標準処理期間：なし

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)